

ID: 470

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	名寄市個別排水処理施設条例 第31条		
例規番号	平成18年条例第201号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第31条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料及び手数料を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> <p>「異常水量による場合は、異常水量認定基準に関する取扱要領による。」</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日